

届出事前チェックリスト①【大阪府生活環境保全条例 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

■表紙(特定粉じん排出等作業実施届出書の鑑)

項目	NO.	審査事項	チェック欄
全般	1	正本及びその写しの計2部が提出されているか。	☐
宛名	2	大阪府知事(泉州地域は泉州農と緑の総合事務所長)となっているか。	☐
届出者	3	発注者又は自主施工者が届出者となっているか。	☐
	4	作業の届出者(鑑右上の届出者欄)は代表者か。代表者以外の場合、委任状があるか。	☐
	5	連絡先(電話番号含む)が明記されているか。	☐
特定工事の場所	6	工事名称・場所(住居表示)が記入されているか。	☐
特定工事を施工する者	7	氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名が記入されているか。	☐
特定粉じん排出等作業の種類	8	作業の種類に○印が示されているか。	☐
特定粉じん排出等作業の実施の期間	9	作業開始の日(工事全体のうち、石綿含有建築材料の除去等に係る一連の作業開始日。具体的には、石綿の除去等作業に先立ち、足場の設置、作業区画の隔離等の飛散防止のための一連の作業を開始する日を指す。)の14日前までに届出されているか。	☐
特定建築材料の種類	10	材料の種類に○印が示されているか。	☐
特定建築材料の使用箇所	11	記載されているか。	☐
特定建築材料の使用面積	12	仕上塗材又は成形板等いずれかの使用面積で、1,000m ² 以上あるか。	☐
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先	13	現場責任者の氏名及び連絡場所(住所、電話番号)が記入されているか。	☐
下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	14	現場責任者の氏名及び連絡場所(住所、電話番号)が記入されているか。	☐

■別紙1 (特定粉じん排出等作業の方法)

項目	NO.	審査事項	チェック欄
全般	15	工区ごとに別紙1があるか。	☐
特定建築材料の種類及び使用面積	16	種類ごとに使用面積が記入されているか。	☐
特定粉じん排出等作業の実施期間	17	石綿含有建材を除去する(触れている)期間が記載されているか。	☐
特定粉じん排出等作業における措置	18	措置方法に○印が示されているか。	☐
	19	その他の場合、措置は適切か。	☐
使用する資材及びその種類	20	除去工具、集じん機、薬剤等除去に必要なものが揃っているか。	☐
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	21	特に、作業基準として明記されているもの以外の方法をとる場合には、それが飛散防止対策として適当であるか。	☐
の排出処理水	措置の内容	22 処理装置の能力や効率等、又は水の排出がないことの記載があるか。	☐
	処理装置の設置場所	23 適切な場所に設置されているか(添付書類で確認できるか)。	☐
掲示板	掲示板設置予定日	24 作業実施期間より前か。	☐
	設置場所	25 見取り図のとおり等の記載があるか。	☐

※届出後、本チェックリストに記載している内容以外の追加資料や修正を依頼することがあります。

届出事前チェックリスト②【大阪府生活環境保全条例 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

■事前調査

項目		NO.	審査事項	チェック欄
全般		1	元請業者による事前調査が実施されており、事前調査書面を作成しているか。（発注者が事前調査を行った上で、元請業者へ発注した場合でも元請業者に責務が発生します。）	☐
		2	事前調査の結果を報告しているか。 ・建築物の解体作業で、工事の対象となる床面積の合計が80m ² 以上であるもの ・建築物の改造・補修作業で、工事の請負代金の合計が100万円以上であるもの ・工作物の解体等作業で、工事の請負代金の合計が100万円以上であるもの	☐
		3	発注者に対し事前調査書面を交付して説明を行ったか。※府HP様式においては鑑の下欄	☐
事前調査書面の内容	事前調査書面の鑑	4	発注者、受注者、作成年月日が整っているか。	☐
		5	解体・改造・補修を行う建築物の造りは記載しているか。 （S造、RC造、木造等。S造の場合は梁や柱に吹付物がある可能性が高い。）	☐
		6	事前調査は一定の知見を有する者が実施しているか。	☐
		7	事前調査を終了した年月日が記載されているか。	☐
		8	事前調査の方法が記載されているか。	☐
		9	届出鑑の工事場所、名称と相違ないか。	☐
	別紙1 特定粉じん排出等作業の概要	10	届出と事前調査の石綿使用面積に整合性はあるか。	☐
		11	届出書別紙に記載する内容の書面があるか。	☐
	別紙3 事前調査結果の詳細票	12	階ごと、部屋ごとに作成しているか。	☐
		13	部屋の部位ごとに天井、壁、床、配管など記載しているか。	☐
		14	解体・改造・補修を行う建築物の造りは記載しているか。 （S造、RC造、木造等。S造の場合は梁や柱に吹付物がある可能性が高い。）	☐
		15	煙突(煙道)の調査漏れはないか。	☐
		16	内壁等に石膏ボード(プラスターボード)の調査漏れはないか。	☐
		17	外壁等の仕上げ塗材の調査漏れはないか。	☐
		18	石綿含有なしと判断している場合、その根拠は適切か。	☐
		19	分析を実施している場合、分析結果が添付されているか。	☐
		20	分析用の検体採取について、同一建材ごとに3カ所以上から採取しているか。 （参考）建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(環境省) https://www.env.go.jp/air/asbestos/202402zenbun.pdf （参考）石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/content/000919436.pdf	☐

届出事前チェックリスト③-1【大阪府生活環境保全条例 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

■【仕上塗材の除去の場合】 添付書類

項目	NO.	審査事項	チェック欄
付近の見取り図	1	最寄りの交差点や駅等からの道筋がわかるものか。	☐
	2	掲示板の設置場所が示されているか。	☐
	3	掲示板の設置場所は公衆の見やすい場所か。	☐
排出等作業の対象建築物等の部分の見取り図	4	添付されているか。主要寸法、石綿使用建築材料の使用箇所が記入されているか。	☐
石綿使用面積の計算書	5	計算の根拠が添付されているか。	☐
解体等作業計画	6	作業基準の内容が記載されているか。	☐
	7	作業計画、作業記録を作成することとしているか。	☐
	8	作業中の確認及び作業後の確認をすることになっているか。	☐
	9	除去後の確認を行う者における資格の記載があるかどうか。	☐
工程表	10	添付されているか。届出鑑、別紙の期間と相違ないか。	☐
組織図	11	各業者の関与関係のわかるものか。	☐
	12	緊急時連絡先がわかるものか。	☐
掲示板の写真、又はサンプル	13	掲示内容がわかるものか。	☐
	14	A3版(42cm×29.7cm)以上の掲示板を設置するか。	☐
	15	基準に基づき適切な内容を記載しているか(府HP様式を用いているか)。	☐
薬液使用量の算出根拠	16	剥離剤を用いる工法の場合、石綿の除去面積、使用薬剤の必要量等から計算し、根拠資料が添付されているか。	☐
資材等のパンフレット等	17	添付されているか(剥離剤を用いる工法の場合、使用薬剤等の資料も添付されているか)。	☐
産廃許可証の写し	18	許可種別、許可の期間が適合しているか。	☐
調査者等に該当することを証明書の写し(令和5年10月～)	19	建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習を受講した登録実施機関から発行された講習修了証であるか。(一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者)	☐
	20	義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者(事前調査を行う時点においても同協会に登録)については、当該協会から発行された登録証であるか。	☐
	21	石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有建材の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実施経験を積んだ一般調査者であるか。	☐
	22	一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部以外の事前調査の場合に、一戸建て等調査者以外のものが調査しているか。	☐
作業結果の報告・記録	23	作業が完了したときは、作業結果を発注者に書面で報告するとともに、その作業に関する記録を作成することとなっているか。 また当該結果及び記録を特定工事が終了した日から3年間保存することとなっているか。	☐

■【仕上塗材の除去の場合(下地調整塗材を含む)】 作業基準

項目	NO.	審査事項	チェック欄
飛散防止について	24	建築物等の周囲に、その高さ以上の飛散防止幕の設置を行うか。又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うか。	☐
	25	屋内の仕上塗材の除去の場合、窓や扉を閉じた上で養生シートやテープによる目張りを行うか。また、換気扇などの開口部についても目張りを行うか。	☐
湿潤化について	26	仕上塗材を薬液等により湿潤化した上で、除去するか。	☐
記録の確認	27	元請業者は、各下請負人が作成した記録により作業計画に基づき、適切に行われていることを確認するか。	☐
除去後の確認	28	除去等の完了後(隔離をしたときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者が目視で確認するか。	☐
除去後の清掃その他の処理	29	除去後に、作業場内の清掃をするか。また、養生を行った場合、養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うか。	☐
高圧水洗工法	30	水滴飛沫防止のため床面(シートの端部を立ち上げ)、最上部、周辺を養生しているか。	☐
	31	未処理の廃水が流出・地下浸透しない作業内容となっているか。	☐
	32	排水の適切な措置の方法、処理装置の能力、処理効率、散水量の最大値等が記入されているか。	☐
	33	入隅、出隅への対処法が記載されているか。	☐
	34	廃水処理装置の図面から石綿の飛散がないことを確認できるか。確認できない場合は隔離養生(負圧不要)を行っているか。集じん装置はHEPAフィルターを通じて排気される等、石綿の飛散がないことを確認できるか。	☐
剥離剤を用いる工法	35	事前に試験施工(適合試験)を実施し、剥離剤の有効性等を確認しているか。	☐
	36	床面の養生を行うか。	☐
電気グラインダーその他の電動工具を用いる工法	37	除去を行う部分を隔離養生(負圧不要)しているか(十分な集じん機能を有する集じん装置を使用する場合を除く)。	☐
	38	十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する場合、カバー付きであり、HEPAフィルタを有し、集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm ³ (作業環境の石綿管理濃度)を下回ることが示されているか。	☐
	39	(湿式の場合)未処理の廃水が流出・地下浸透しない作業内容となっているか。	☐
	40	入隅、出隅への対処法が記載されているか。	☐

届出事前チェックリスト③-2【大阪府生活環境保全条例 特定粉じん排出等作業 実施届出書】

■【成形板等の除去の場合】添付書類

項目	NO.	審査事項	チェック欄
付近の見取り図	1	最寄りの交差点や駅等からの道筋がわかるものか。	☐
	2	掲示板の設置場所が示されているか。	☐
	3	掲示板の設置場所は公衆の見やすい場所か。	☐
排出等作業の対象建築物等の部分の見取り図	4	添付されているか。主要寸法、石綿使用建築材料の使用箇所が記入されているか。	☐
	5	飛散防止幕の設置状況がわかるか。	☐
石綿使用面積の計算書	6	計算の根拠が添付されているか。	☐
解体等作業計画	7	作業基準の内容が記載されているか。	☐
	8	作業計画、作業記録を作成することとしているか。	☐
	9	作業中の確認及び作業後の確認をすることになっているか。	☐
	10	除去後の確認を行う者における資格の記載があるかどうか。	☐
工程表	11	添付されているか。届出鑑、別紙の期間と相違ないか。	☐
組織図	12	各業者の関与関係のわかるものか。	☐
	13	緊急時連絡先がわかるものか。	☐
掲示板の写真、又はサンプル	14	掲示内容がわかるものか。	☐
	15	A3版(42cm×29.7cm)以上の掲示板を設置するか。	☐
	16	基準に基づき適切な内容を記載しているか(府HP様式を用いているか)。	☐
資材等のパンフレット等	17	添付されているか。	☐
産廃許可証の写し	18	許可種別、許可の期間が適合しているか。	☐
調査者等に該当することを証明書の写し (令和5年10月～)	19	建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習を受講した登録実施機関から発行された講習修了証であるか。(一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者)	☐
	20	義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者(事前調査を行う時点においても同協会に登録)については、当該協会から発行された登録証であるか。	☐
	21	石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有建材の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実施経験を積んだ一般調査者であるか。	☐
	22	一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部以外の事前調査の場合に、一戸建て等調査者以外のものが調査しているか。	☐
作業結果の報告・記録	23	作業が完了したときは、作業結果を発注者に書面で報告するとともに、その作業に関する記録を作成することとなっているか。 また当該結果及び記録を特定工事が終了した日から3年間保存することとなっているか。	☐

■【成形板等の除去の場合】作業基準

項目	NO.	審査事項	チェック欄
飛散防止について	24	建築物等の周囲に、その高さ以上の飛散防止幕の設置を行うか。	☐
	25	屋内の成形板の除去の場合、窓や扉を閉じた上で養生シートやテープによる目張りを行うか。また、換気扇などの開口部についても目張りを行うか。	☐
実施状況の記録・保存	26	施工の分担に応じて、排出等作業の実施状況を記録し、工事が終了するまでの間保存をするか。	☐
記録の確認	27	元請業者は、各下請負人が作成した記録により作業計画に基づき、適切に行われていることを確認するか。	☐
除去後の確認	28	除去等の完了後、除去等が完了したことの確認を調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者が目視で確認するか。	☐
除去後の清掃その他の処理	29	除去後に、作業場内の清掃をするか。また、養生を行った場合、養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うか。	☐
原形ばらしについて	30	切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。原形ばらしが技術上著しく困難な時又は作業の性質上適さないときは除去する建材を薬液等により湿潤化するか。	☐
ケイカル板第1種について	31	ケイ酸カルシウム板第1種を原形ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺(天井部分を含む)を養生するとされていること。	☐
切断・破砕について	32	除去後の石綿含有建材の破砕をしないとされていること。	☐
	33	やむを得ず、除去後の石綿含有建材を切断する場合、集じん装置を備えた切断機を使用するとされていること。	☐
排水の適切な措置	34	措置の方法、処理装置の能力、処理効率、散水量の最大値等が記入されているか。	☐
飛散防止措置のための機材	35	HEPAフィルター付真空掃除機を用意するか(成形板の破片等の除去に必要)。	☐
	36	散水用の散布機を用意するか(特に石膏ボードの除去の場合、原形のまま取り外しが困難なケースが多いので、備付が必要)。	☐